

令和8年度持続的生産強化対策事業のうち 養蜂等振興強化推進（地域公募事業）に係る公募要領

第1 総則

令和8年度持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（地域公募事業）（以下「養蜂等振興強化推進」という。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めることとします。

なお、令和8年度の本事業の実施等に係る詳細については、令和8年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）において定めることとします。

また、本公募は令和8年度政府予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了知おきください。

第2 趣旨

養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等を目的として、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握等の取組への支援を行い、養蜂業の振興を図ることとします。

また、施設いちご等の花粉交配で用いられる蜜蜂については、近年の自然災害等により供給が不安定な傾向にあることから、園芸農家・養蜂家・花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカーが連携した花粉交配用昆虫の安定確保・利用の取組を支援することで、園芸作物の安定生産を図ることとします。

さらに、施設トマト等の花粉交配で用いられるマルハナバチについては、セイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されていることから、在来種マルハナバチの利用拡大に必要な取組を支援し、セイヨウオオマルハナバチからの転換を図ることとします。

第3 事業内容

1 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、蜂群配置調整の適正化等に向けた環境整備のため、次に掲げる取組を行うことができるものとします。ただし、（1）に掲げる取組は必ず行うものとします。

（1）検討会議の開催

各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための蜜源植物の植栽・管理、実態把握等について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市

町村、農林業者団体、学識経験者等による検討会議を開催する。

(2) 蜜源植物の植栽・管理

新規・拡大地区での蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）及び本事業を実施した既存地区での蜜源植物の管理を行う。

(3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握

蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況等、蜂群配置調整の適正化に資するデータ収集に向けた実態把握調査等を実施する。

(4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組

蜜源植物の保護・増殖推進に向け、養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットの作成等を行う。

(5) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化

養蜂家と耕種農家が連携し、蜜源・緑肥作物として活用できるレンゲ等の定着化に向けた実証を行う。

2 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

事業実施主体は、園芸作物の安定生産に向けた花粉交配用昆虫の安定確保・利用を図るため、次に掲げる取組を行うものとします。

(1) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成

園芸農家（園芸品目において農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）や養蜂家、花粉交配用昆虫メーカー等が連携して花粉交配用昆虫の安定確保・利用を図るための具体的な取組を検討する会議を開催し、別記様式第1—2号補により、安定的な花粉交配に向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を作成する。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(2) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証

アクションプランに記載する園芸農家における①花粉交配用蜜蜂の適切な管理技術、②花粉交配用昆虫（蜜蜂を除く。）を活用した授粉技術等の実証を行い、技術マニュアルの作成や技術講習の開催等に必要なデータを収集する。

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家向けの技術講習会の開催等、技術の普及のための取組を実施する。

3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとします。

(1) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法、地域への定着や普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(2) 利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成や技術講習の開催等に必要なデータを収集する。

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等

利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

第4 事業実施期間

交付決定日以降、令和8年度内とします。

第5 事業の成果目標等

1 事業の成果目標

成果目標は次に掲げるとおりとします。

(1) 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施地域において、①飼育箱数（蜂群数）が令和8年1月1日現在の飼育箱数（蜂群数）と比べ増加（蜜源植物の植栽を、農薬被害又は熊被害からの退避を目的として行う場合、若しくは植栽する土地の確保等の関係から第3の1の（2）のメニューに取り組めない場合は、「飼育箱数（蜂群数）の維持」でも可）すること、②蜜蜂の生存率が向上すること、③事業実施地域における蜜源植栽面積に占める樹木の植栽割合が向上すること、④蜜源植物の管理面積が増加すること、⑤養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットを作成する等した上で消費者等に対して情報提供し、養蜂振興につなげること、又は⑥耕種農家との連携により蜜源植物の植栽面積が増加すること。

(2) 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

事業実施地域において、①養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること、②園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が5ポイント以上向上すること又は③代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。（③については第3の2の（2）②に取り組む場合のみ選択可能な目標とする）

（※1）供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

（※2）生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数（枚数）／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数（枚数）

（※3）代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用（併用）する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

(3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において、対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家数

に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を、事業実施前から 20 ポイント以上増加させること。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとします。

(1) 蜂群配置調整適正化支援事業

- ①、②、③、及び④については、令和 9 年度とする。
- ⑤については、令和 8 年度とする。
- ⑥については、令和 11 年度とする。

(2) 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

令和 11 年度とする。

(3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

令和 11 年度とする。

第 6 応募要件

本事業で公募する応募主体は次に掲げるとおりとします。

1 蜂群配置調整適正化支援事業

応募主体は、協議会とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。
- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 本事業の取組において、第 3 の 1 (2) に取り組む場合は、1 本以上の樹木が植栽されること。
- (5) 養蜂家が法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

2 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

応募主体は、農業者が組織する団体及び協議会（以下「協議会等」という。）とし、要件は次に掲げるとおりとします。

- (1) 原則園芸農家 5 戸以上及び養蜂家又は花粉交配用蜜蜂メーカーのいずれか 1 者以上が事業に参加することとし、第 3 の 2 の (2) に取り組む場合は、花粉交配用昆虫（蜜蜂を除く。）メーカーの参加も必須とする。なお、蜜蜂以外の花粉交配用昆虫のみを活用した授粉技術の実証に取り組む場合は、養蜂家や花粉交配

用蜜蜂メーカーの参加は必須としない。

- (2) 協議会にあっては、前号の参加者に加え、都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。以下同じ。）も必須構成員とすること。
- (3) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にし協議会等の運営等に係る規約（以下「協議会等規約」という。）が定められていること。
- (4) 協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

応募主体は、農業者が組織する団体及び協議会とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 原則5戸以上又は6名以上の園芸農家が事業に参加すること。ただし、6名以上の園芸農家が事業に参加する場合には、対象作物の合計作付面積が50a以上であること。
- (2) 協議会にあっては、前号の参加者に加え、都道府県も必須構成員とすること。
- (3) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会等の運営等に係る規約が定められていること。
- (4) 協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

第7 支援の要件

蜂群配置調整適正化支援事業に取り組む事業実施主体は、構成員のうち養蜂家全員に対して、別記様式第1－4号の環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（以下「チェックシート（畜産経営体向け）」という。）を、花粉交配用昆虫の安定確保支援事業及び在来種マルハナバチの利用拡大支援事業に取り組む事業実施主体は、構成員のうち農業者全員に対して別記様式第1－5号の環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（以下「チェックシート（農業経営体向け）」）を配布するものとします。その上で事

事業実施主体の構成員として参加した養蜂家や農業者は、配布を受けたチェックシートに記載されている項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェック（申請時）した上で当該チェックシートを事業実施主体に提出し、事業実施主体は、地方農政局長等に提出するものとします。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェック（報告時）して事業実施主体に提出し、事業実施主体は、地方農政局長等に提出するものとします。

なお、対象者が複数者いる場合、事業実施主体が全ての対象者から当該チェックシートを収集し、当該対象者が各取組を実施する旨を対象者のリストに記載して当該リスト（任意様式）を、地方農政局長等に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができるものとします。リストには受益者の氏名、住所の情報を含めることとします。

チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うため、特別な事情がない限り応じることとなります。

第8 事業の補助要件等

1 事業の補助要件

事業の補助要件は、別表1の補助要件の欄に掲げるとおりとします。

2 事業実施計画の選定

地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じとする。）は、第6の応募要件及び1の補助要件に定める事項等の確認により、事業実施計画の選定を行うものとします。

なお、選定に当たっての基準ポイントは別表2に掲げるとおりとし、原則として、基準ポイントの合計数が高いものから選定するものとします。

第9 補助率等

1 補助率

定額

2 補助金配分額

地区採択数を確保するため、国費の仮配分上限額について、第3の1の(1)から(4)までの合計で5百万円、(5)は1百万円、第3の2及び3の事業は3百万円に設定し、国費要望額の合計が予算額を上回る場合は、採択の優先順位の高い順に仮配分上限額の範囲内で交付するものとします。また、第3の1の(1)から(4)までと(5)のメニュー間における経費の流用をしてはならないものとします。なお、採択の優先順位が同じ取組が複数あり、これらの取組に対して同様に補助額を交付すると予

算額を上回る場合は、按分して交付するものとします。

第10 事業実施計画の公募期間等

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとします。

第11 申請書類の提出に当たっての注意事項

- 1 応募主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、直接、地方農政局長に提出するものとします。
- 2 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- 3 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募主体の負担とします。
- 4 申請書類の提出は、電子メール（押印のあるものは、別途、保存しておくこと）、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可とします。なお、FAXによる提出は、受け付けません。
- 5 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別紙1の問合せ先に送付アドレスを確認し、件名を「令和8年度持続的生産強化対策事業（養蜂等振興強化推進（地域公募事業））の申請書類（応募主体名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付してください。また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を別紙1の問合せ先に行ってください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の応募主体名を「応募主体名・その〇（〇は連番）」としてください。

- 6 申請書類を郵送又は宅配便により提出する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（養蜂等振興強化推進（地域公募事業））申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって提出することとします。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- 7 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- 8 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- 9 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- 10 審査に当たり、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）から応募主体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて申請書類に関する

ヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。

第12 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費のうち事業に直接要する別紙2の経費であって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。なお、その整理に当たっては、別紙2の費目ごとに経費を整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとします。

(1) 蜂群配置調整適正化支援事業

検討会議の開催や蜜源植物の植栽・管理、実態把握調査及び普及啓発の取組に要する経費。ただし、以下の全てに留意することとする。

ア 新規・拡大地区に係る経費は蜜源植物の植栽・管理に要する経費を補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われている既存地区に係る経費は管理に要する経費のみ補助対象とする。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着しなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大地区とみなす。

イ 土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるよう措置されているか事業実施主体において確認すること。

ウ 植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、農林水産省・環境省が平成27年3月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されているニセアカシア（ハリエンジュ）等は、原則として、補助対象としない。ただし、周辺住民の同意を得られた場合に限り、ニセアカシア（ハリエンジュ）、ビワ及び外来クサフジ類（ビロードクサフジ（ヘアリーベッチ、シラゲクサフジ）、ナヨクサフジ（スムーズベッチ））については、補助対象とする。

(2) 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

ア 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成

アクションプランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な調査等旅費等とします。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証

園芸農家における花粉交配用蜜蜂の適切な管理技術、花粉交配用昆虫（蜜蜂を除く。）を活用した授粉技術等の実証に必要な資材費、実証用蜜蜂の購入費、実証用代替花粉交配用昆虫の購入費、追加的に必要となる農薬等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等とします。

ウ マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費や人件費、委託費等、園芸農家向

け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等とします。

(3) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

ア 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な調査等旅費等とします。

イ 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等とします。

ウ マニュアルの作成、講習会の開催等

利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等とします。

2 次の取組は国の助成の対象としません。

(1) 国の他の助成事業で支援を受けた、又は受ける予定となっている取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

第13 補助金等交付候補者の選定

1 審査方法

(1) 提出された事業実施計画については、事業担当課により、書類確認、第7の1及び2の補助要件に合致しているかの事前審査及び別表2に基づくポイント付けによる事前整理等を行った後、ア 蜂群配置調整適正化支援事業については畜産局長、イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業及びウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 地方農政局長は、(1)の委員会の審査結果に基づき、補助金等交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の事業実施主体に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨を別記様式第2号により通知するものとします。

(3) 補助金等交付候補者として選定された者に対しては、農林水産省ホームページ等で公表します。

2 交付決定に必要な手続

補助金等交付候補者は、実施要領の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、地方農政局長に対して交付申請を行うものとします。

第14 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、次に掲げる条件を守ってください。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後に制定される実施要綱、実施要領及び交付要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、地方農政局長の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとします。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に地方農政局長と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、地方農政局長に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することができます。

別表 1

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
養蜂等振興強化推進	<p>1 蜂群配置調整適正化支援事業 (1) 検討会議の開催 (2) 蜜源植物の植栽・管理 (3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握 (4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組 (5) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化</p>	協議会（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）	<p>1 事業の内容が養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の目的に合致するものであること。</p> <p>2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>3 (1)～(5)の取組のうち、(1)に掲げる取組は必ず行うこと。</p> <p>4 ニセアカシア、ビワ、外来クサフジ類を植栽する場合は、厳密に管理し、本事業を実施した地区以外への植栽を行わないこと及び同地区以外への逸出を防止すること。</p>	定額 ((1)～(4)) の合計は 500万円 を上限と する。(5) の上 限額は10 0万円と する。(1)～(4)と(5)のメ ニュー間 における 経費の流 用をして はならな い。)

	<p>2 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業</p> <p>(1) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成</p> <p>(2) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証</p> <p>(3) マニュアルの作成、講習会の開催等</p>	<p>1 農業者の組織する団体</p> <p>2 協議会</p>	<p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 農産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	定額
	<p>3 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>(2) 利用技術の実証・展示</p> <p>(3) マニュアルの作成、講習会の開催等</p>	<p>1 農業者の組織する団体</p> <p>2 協議会</p>	<p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 農産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	定額

別表2 養蜂等振興強化推進の審査基準について

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとします。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和33年法律第179号)
第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・1及び2の審査基準のうち効率性を除く1項目でも0ポイントとなった場合

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	<p>【目的・目標の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国の農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	<p>【事業実施計画の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる 認められない。	5 3 1 0
実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。		
公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

2 養蜂等振興強化推進単独の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。 ・養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。 ・地域における課題が十分に分析されているか。 ・地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。 ・協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。	5 4 3 2 1 0

②波及効果	<p>ア 蜂群配置調整適正化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蜜源植物の植栽面積が合計3ha 以上増加する計画となっているか(又は第3の1の(5)に取り組む場合は、耕種農家との連携により3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha 以上増加する計画となっているか。)。 ・飼育箱数を3%以上増加(蜜蜂の生存率が5%以上の向上)又は維持(ただし、農薬被害等からの退避が関与する場合等)する計画となっているか。 ・長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を 150 本以上植栽する計画となっているか。 ・蜜源植物の管理面積が 10%以上増加する計画となっているか。 ・普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等 100 名以上に情報発信できる計画となっているか。 ・協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組(蜜源植栽等)を支援する予算が本公募年度の前年度に成立したか。 ・検討会議で検討された事項又は蜂群配置調整に資する実態把握調査等により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。 	7~6つ満たす。	5
		5~4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも認められない。	0

	<p>イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、事業に参加している園芸農家の割合が、60%以上であるか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・昆虫の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 <p>ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の指標が、事業実施前と比べ60ポイント以上増加するか。 ・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。 ・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。 ・利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。 ・10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。 	<p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも認められない。</p>	<p>5 4 3 2 1 0</p>
--	---	--	--

(注) 事業実施主体の構成員が、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどり法に基づき都道府県の認定を受ける場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイント加算できるものとします。

令和8年度養蜂等振興強化推進(地域公募事業) 相談・提出先窓口一覧

		担当課	電話番号	住所
本省	畜産局	畜産振興課技術2班	03-3591-3656(直通)	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
	農産局	園芸作物課施設園芸対策班	03-3593-6496(直通)	
地方農政局等	東北農政局	生産部畜産課	022-263-1111(内線4542)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎)
		生産部園芸特産課	022-263-1111(内線4396)	
地方農政局等	関東農政局	生産部畜産課	048-740-0472(直通)	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
		生産部園芸特産課	048-740-1003(直通)	
地方農政局等	北陸農政局	生産部畜産課	076-263-2161(内線3345)	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
		生産部園芸特産課	076-263-2161(内線3333)	
地方農政局等	東海農政局	生産部畜産課	052-201-7271(内線2436)	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2(農林総合庁舎1号館)
		生産部園芸特産課	052-201-7271(内線2429)	
地方農政局等	近畿農政局	生産部畜産課	075-414-9022(直通)	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)
		生産部園芸特産課	075-414-9023(直通)	
地方農政局等	中国四国農政局	生産部畜産課	086-224-4511(内線2142)	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
		生産部園芸特産課	086-224-4511(内線2441)	
地方農政局等	九州農政局	生産部畜産課	096-211-9111(内線4457)	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1(熊本地方合同庁舎A棟)
		生産部園芸特産課	096-211-9111(内線4473)	
地方農政局等	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課畜産振興室	098-866-0031(内線83382)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
		農林水産部生産振興課	098-866-0031(内線83370)	
北海道農政事務所	生産経営産業部生産支援課(酪農・畜産G)	011-350-7656(直通)	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22	
	生産経営産業部生産支援課(園芸G)	011-330-8807(直通)		

(注1)お問い合わせは、最寄の地方農政局等へお願いします。

(注2)蜂群配置調整適正化支援事業については上段の畜産部局へ、花粉交配用昆虫の安定確保支援事業、在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については下段の園芸部局へお問い合わせください。

養蜂等振興強化推進補助対象経費

養蜂等振興強化推進に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまで（樹木については、蜜源としての効果が得られるまで）は、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費 ・植栽に要する運搬用車両及び重機の借り上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の借り上げ経費（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業に限る。）については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費と	

		して支払われる経費	
資料購入費		事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	
原材料費		事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
資機材費		<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの を除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費会公印作成費 	
消耗品費		<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蜜源植物の植栽・管理に必要な種子、肥料等の資材等 ・実証・展示ほ場で必要となる肥料や農薬等の生産資材 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直	

		接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22 経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注

			を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に課される消費税に係る経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合